

私印論

A Study on Private Seals

土橋 誠

はじめに

① 印章の分類

② 印影から見た私印

③ 家印と個人印、その他の印

④ 現存印の中の私印

まとめ

【論文要旨】

日本古代の印章は、印影や現存印を含めても相当数にのぼり、大きく官印と私印、寺社印の三つに分類できる。そのうち、官印には法令に規定のある公印とそれ以外に分けられ、私印も家印と個人印に分けられる。

ただ、印の押し方は公文書・私文書を問わず、同じように、文字のあるところに全面に押されている。貞觀年間になると、それまで私文書にしか押されなかった私印が封家の発給する文書にも押されるようになった。

現存の古文書などから使われ方を見ると、寺社印と家印は公印的に用いられることが多いが、私印は様々である。特に、公的家を持ちうる貴族層では、家印と個人印の区別がつきにくい。中には、個人の名前を刻した印を家印として用いた例もあって、厳密に個人印と家印を峻別することは困難である。

一方、私印に刻する文字は、名前か名前の一部、それに「印」等の文字を入れて刻するのが一般的である。しかし、平安時代中期になると、中には自分の気に入った吉祥句や成語などを選んで刻し、それを使うことで特定の個人や家などを差す例も存在している。そのような私印をここでは、「遊印」と呼んだ。こうした一般的な印の使い方以外に、信仰に用いるものもある。9世紀頃から印を一種の呪物として土中に埋めることがあったようである。この方向が進んで、平安時代後期以降になり、印鑑社とか、仏像の手に印章を持ったりするのが現われてくるようである。使われ方は異なっているが、こういった印を信仰に用いる例は、3世紀頃の中国にもあったようで、民間道教的祭祀の中に見ることができる。日本の古代に見える信仰に用いられた印は、こうした中国の民間の祭祀が間接的に影響を与えた可能性が存在するようである。